

国や東京都においては、社会全体を取り巻く課題や動向に合わせ、文化芸術振興そのものの意義や社会的な効果、価値が考えられるようになっていきます。地方自治体である本市は、国等の動向を踏まえながら、自主的かつ主体的に、地域に応じた施策を策定し、実施する責務が課せられており、地域の特徴を生かした独自の取組が求められています。

1 文化芸術に関する施策を取り巻く状況

(1) 国の動向

国は、平成29年6月に改正された「文化芸術基本法」に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る「文化芸術推進基本計画」を平成30年3月に策定しました。

文化芸術基本法では、「これまでの文化芸術政策を更に充実しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法の範囲に取り込むこと、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用させること」を趣旨とし、文化芸術推進基本計画では、文化芸術が持っている本質的価値と持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤として社会的・経済的価値について示しています。

文化財に関しては、これまでの保存・継承する考えに加え、観光資源としての活用など、他の分野と結びつきながら価値を高めていくことが示されています。

また、障害者に焦点を当てて文化芸術活動について推進する法律が定められました。

① 「文化芸術基本法」(文化芸術振興基本法の改正) (平成29年6月)

《基本理念の改正》

- 「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備
- 児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性
- 観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携

② 「文化芸術推進基本計画」の策定 (平成30年3月)

- 新・文化芸術基本法第7条に基づく初めての文化芸術推進基本計画。今後の文化芸術政策の目指すべき姿や今後5年間(2018~2022年度)の文化芸術政策の基本的な方向性を示したものの。
- 文化芸術の本質的価値に加え、文化芸術が有する社会的・経済的価値を明確化。文化芸術立国の実現に向けて、文化芸術により生み出される多様な価値を、文化芸術の更なる継承・発展・創造に活用・好循環させる。

③ 「文化経済戦略」の策定

(平成 29 年 12 月)

文化と産業・観光等他分野が一体となって新たな価値を創出し、創出された価値が、文化芸術の保存・継承や新たな創造等に対して効果的に再投資されることにより、自立的・持続的に発展していくメカニズムを形成することを目的として策定した。

《6つの重点戦略》

1. 文化芸術資源（文化財）の保存
2. 文化芸術資源（文化財）の活用
3. 文化創造活動の推進
4. 国際プレゼンスの向上
5. 周辺領域への波及、新たな需要・付加価値の創出
6. 文化経済戦略の推進基盤の強化

④ 「文化財活用・理解促進戦略プログラム 2020」の策定

(平成 28 年 4 月)

文化財は専門家のためだけのものではなく、一般の人や外国人観光客に「見られて感動し、その価値を知ってもらって初めて真価を発揮するもの」であるという意識改革を現場へ浸透させることが重要である。

文化資源の活用・情報発信の強化や修理・美装化によって観光資源としての質の向上を計画的に進める。

⑤ 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の制定

(平成 30 年 6 月)

文化芸術が、これを創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらすものであることを踏まえ、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進する。

- ・ 障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造する活動を幅広く促進
- ・ 障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化
- ・ 障害者による地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与
- ・ 障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施、または特別な配慮を行わなければならない

⑥ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会

オリンピック・パラリンピックはスポーツだけでなく「文化の祭典」でもあります。東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）に向けては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会のほか、国の機関では内閣官房や文化庁が支援を行うかたちで、地域性豊かで多様性に富み、レガシーの創出につながる文化プログラムが、全国で実施されています。

(2) 東京都の動向

東京都においても、都の芸術文化振興における基本指針であり、国際的に発信する東京の文化政策の世界戦略としての性格を持つ「東京文化ビジョン」を、東京 2020 大会に向けた文化プログラムの先導的役割を担うものとしても位置づけ、策定しています。平成 27 年から平成 37 (2025) 年までの 10 年間でターゲットに、東京 2020 大会の開催を見据えながら、文化による東京の未来を切り拓くための戦略を掲げています。

「東京文化ビジョン」の策定

(平成 27 年 3 月)

《世界に提示する 8 つの文化戦略》

- 伝統と現代が共存・融合する東京の独自性と多様性を追求し、世界発信
- 多彩な文化拠点の魅力向上により、芸術文化都市東京の発信力を強化
- あらゆる人が芸術文化を享受できる社会基盤を構築
- 新進若手を中心に多様な人材を国内外から発掘・育成、新たな創造とビジネスのチャンスを提供
- 都市外交を基軸に芸術文化交流を促進し、国際的な競争力を高める
- 教育、福祉、地域振興等、社会や都市の課題に、芸術文化の力を活用
- 先端技術と芸術文化との融合により創造産業を発展させ、変革を創出
- 東京が持つ芸術文化の力で、都市力を引き出し史上最高の文化プログラムを実現

(3) 西東京市のこれまでの取組

① 西東京市の文化芸術振興施策についての提言

平成 17 年に西東京市の文化及び芸術を振興する施策について市民の意見を聴くため、西東京市文化芸術振興施策懇談会を設置し、平成 18 年 9 月に「西東京市の文化芸術振興施策について」提言（以下「懇談会提言」という。）を受けました。

この懇談会提言の基本理念は、①文化芸術の享受と創造への支援、②市民の主体性を保障、③地域文化芸術の振興の 3 本を柱として、市民と市の役割を明確にし、市民参加を中心とした事業実施に当たり、条例の制定が必要であるというものでした。

② 西東京市文化芸術振興条例の制定

市では、懇談会提言を踏まえ、全ての市民が心豊かに暮らせるまちを目指して、平成 22 年 4 月に「西東京市文化芸術振興条例」を施行しました。

この条例は、国の「文化芸術振興基本法」の規定に基づき、西東京市における基本理念や重点目標を定め、市民、市、市内で活動する民間事業者、教育機関や活動団体等の役割を明らかにし、西東京市が文化芸術の香りあふれるまちとなることを目指し定めたものです。

③ 「西東京市文化芸術振興計画(第1期計画)」(平成 24～30 年度)の策定と推進

懇談会提言や条例の趣旨の下、各種調査から浮かび上がった課題に対応するための「西東京市文化芸術振興計画への提言」が、平成 23 年 3 月に「西東京市文化芸術振興推進委員会」（以下「推進委員会」という。）より市へ提出されました。さらに、推進委員会等において計画策定のための協議・検討を重ね、平成 24 年 3 月に「西東京市文化芸術振興計画」を策定しました。同計画は平成 24 年度から 7 年間の計画期間とし、これまで計画に基づいた文化芸術に関する施策を推進してきました。

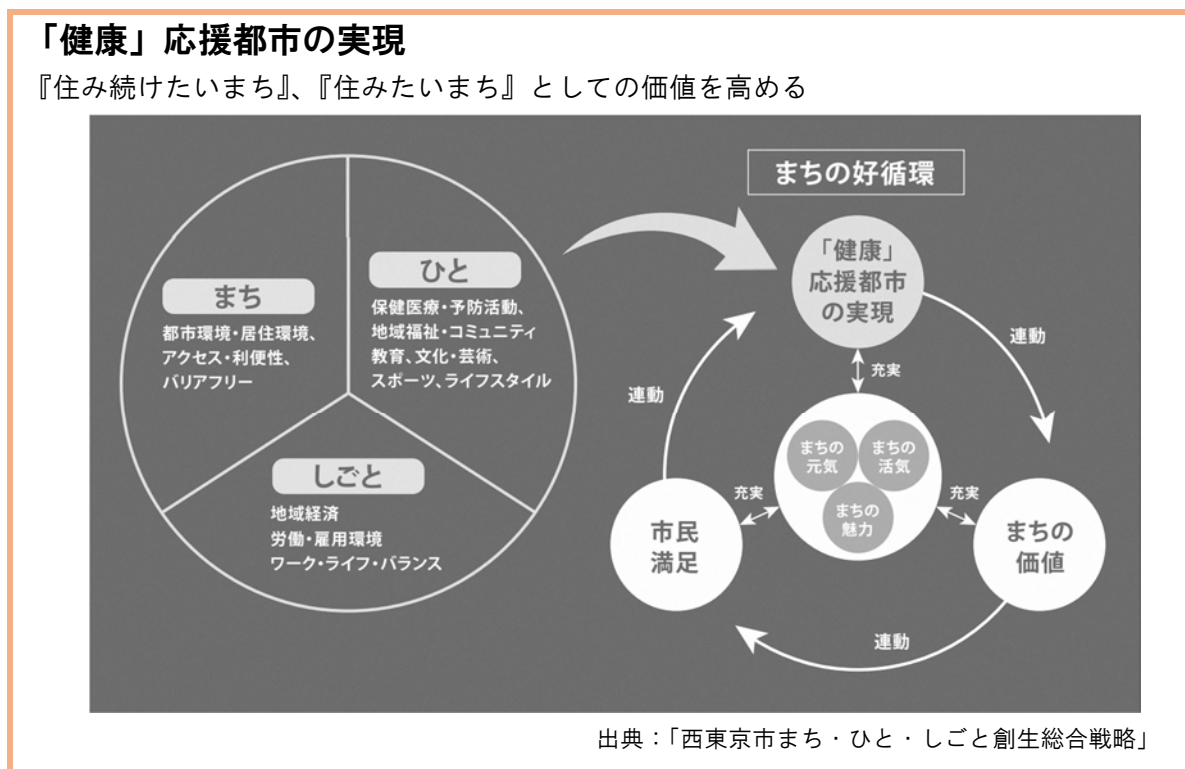


④ 各種調査による課題の把握

平成 22 年 8 月に条例に基づく推進機関として推進委員会を設置しました。市では、文化芸術の振興に関わる課題を把握するために、西東京市文化芸術に関するアンケート調査、活動団体・施設ヒアリング調査等を実施して、市民の文化芸術活動の現状と文化芸術に関するニーズを把握し、その結果について推進委員会で議論しました。

⑤ 「健康」応援都市の実現に向けた取組

市では平成 28 年 3 月に「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国の長期ビジョンや総合戦略を勘案し、西東京市の実情に応じた今後 5 か年の施策の方向を示す「西東京市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 27 年度～平成 31 年度）を策定しました。総合戦略では、西東京市が将来にわたって「住み続けたいまち」、「住みたいまち」として選択され続けることを目標としました。そして、市民一人ひとりのこころやからだの健康はもとより、社会や経済、居住や教育といった生活環境も健康水準を向上させるための要素と捉え、まち全体が健康的になっていくための「健康」応援都市の実現を基軸として進めています。



西東京市マスコットキャラクター
「いこいな」©シンエイ/西東京市

2 西東京市の現状と課題

(1) 西東京市の文化芸術に関する現状

保谷こもれびホールを基点とした文化施設や市民の身近な活動の場所である公民館など、市内各所で市民による自主的な文化芸術活動が盛んに行われています。

① これまでの主な市の文化芸術に関する施策

毎年秋に西東京市の二大イベントとして開催される「西東京市民文化祭」と「西東京市民まつり」は、市民で構成される実行委員会と市が共催で実施しています。

○西東京市民文化祭

毎年10月から11月にかけて市内各所の公共施設等で開催される「西東京市民文化祭」は、「出会い ふれあい 文化の輪」をテーマに、市民の文化芸術活動の向上を図るとともに、市民相互の親睦を深めることを目指し、実施しています。市民が中心となって活動する活動団体が多数参加し、活動団体の発表の場であるとともに、市民同士の交流を深める機会でもあります。活動団体の発表に加えて、「日本の文化体験フェス」や歴史的な文化資源の紹介などの多様な取組が行われることもあり、毎年、多彩な内容となっています。



西東京市民文化祭

○西東京市民まつり

毎年11月の2週目の土曜日・日曜日に西東京いこいの森公園で開催される「西東京市民まつり」は、市民の知恵と工夫と創造とが発揮された、市民と市との協働によるおまつりです。「新しいふるさとの創造」をテーマに、人と人とのつながりを大切にし、西東京市の新たな伝統や風土、地域文化の創造を目指しています。



西東京市民まつり

開催に当たっては、市民・農業・商工の3部門を主として構成された実行委員会のもと、警察署や消防署、学校等多くの関係機関等と連携して実施しており、出店や演芸、パレード等、様々な催しを通して市民に親しまれています。毎年、多くの来場者でにぎわう祭りです。

○対話による美術鑑賞

子どもの観察力、思考力、コミュニケーション能力の向上と文化芸術活動を支える市民（文化ボランティア）を育成することを目的として「対話による美術鑑賞」を実施しています。鑑賞コミュニケーションとしての研修を重ねた文化ボランティアが進行役となり、小学校等で事業を実施し、子どもや学校の先生、一般市民で体験した方々から高い評価を得ています。



対話による美術鑑賞の授業風景

○ 多摩六都フェア

市では、地理的、歴史的、行政的につながりの深い小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市とともに圏域市民の相互交流を促進し、多摩北部地域の振興を図ることを目的に「多摩六都フェア」を実施しています。その中で本市は文化事業を実施しており、これまでもビッグバンドや管弦楽、演劇の発表会、映像制作、パラアート制作など圏域市民等の参加者によるワークショップなどを実施しています。一部の参加者は、ワークショップ終了後も独自に練習を重ね、新しい活動団体の一つとしてつながっています。



パラアート制作ワークショップの様子

○ 保谷こもれびホールでの多様な文化事業

保谷こもれびホールでは指定管理者制度を導入し、民間の専門的知識を活用して、鑑賞事業・普及事業・育成事業と幅広い事業展開を行っています。

事業は全て市民寄添い型の事業展開が基盤となっています。市民の文化芸術に触れる機会の創造、活動団体の活動の更なるステップアップ、それによる西東京市全体の文化芸術の発展を目指しています。



保谷こもれびホール

鑑賞事業：音楽、演劇、伝統芸能、親子鑑賞ができる公演など、文化芸術の振興に関する公演を開催し、身近な施設で触れる機会を創出。

普及事業：新たな文化芸術を市民の手で作り出すための環境整備、市民の文化芸術活動の奨励・普及を目指す。講座やワークショップの開催の中で市民自らが学び、実践する機会を創出し、鑑賞事業との連携を図ることで深い理解や体験を提供。

育成事業：西東京市独自の文化芸術活動を育成・支援し、さらなる活動の活性化を目指す。また活発な活動団体の特性を生かし、地域の活性化につながる文化芸術団体事業との共催事業による支援を実施。



○ 公民館事業

公民館では文化芸術事業として、子どものニーズ、子どもをめぐる課題を意識して、青年対象事業や親子対象事業などの実施や、初心者が体験しやすい参加型イベントや入門講座などを実施しています。

また、全館で文化芸術の活動者同士が交流することができるイベントを、地域実行委員会形式で実施し、個人及び活動団体間の連携の充実を図っています。



人形劇発表の様子

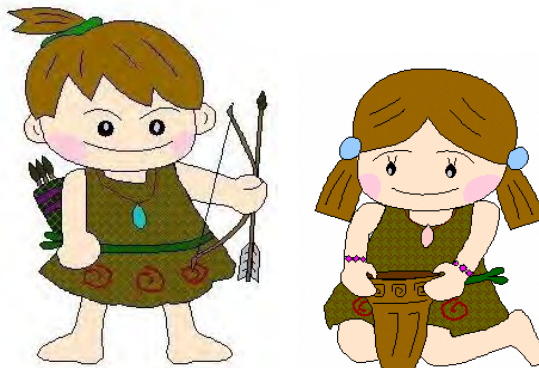
② 西東京市の文化資源

次ページより、西東京市の文化芸術を形成している文化資源について示します。

これまで地域で大切に受け継がれている下野谷遺跡^{したのや}*2等の文化財等はもちろん、保谷こもれびホールをはじめとする文化施設や各地域の市民交流施設、そこで行われている活動や事業、イベントなども重要な要素となります。



下野谷遺跡公園

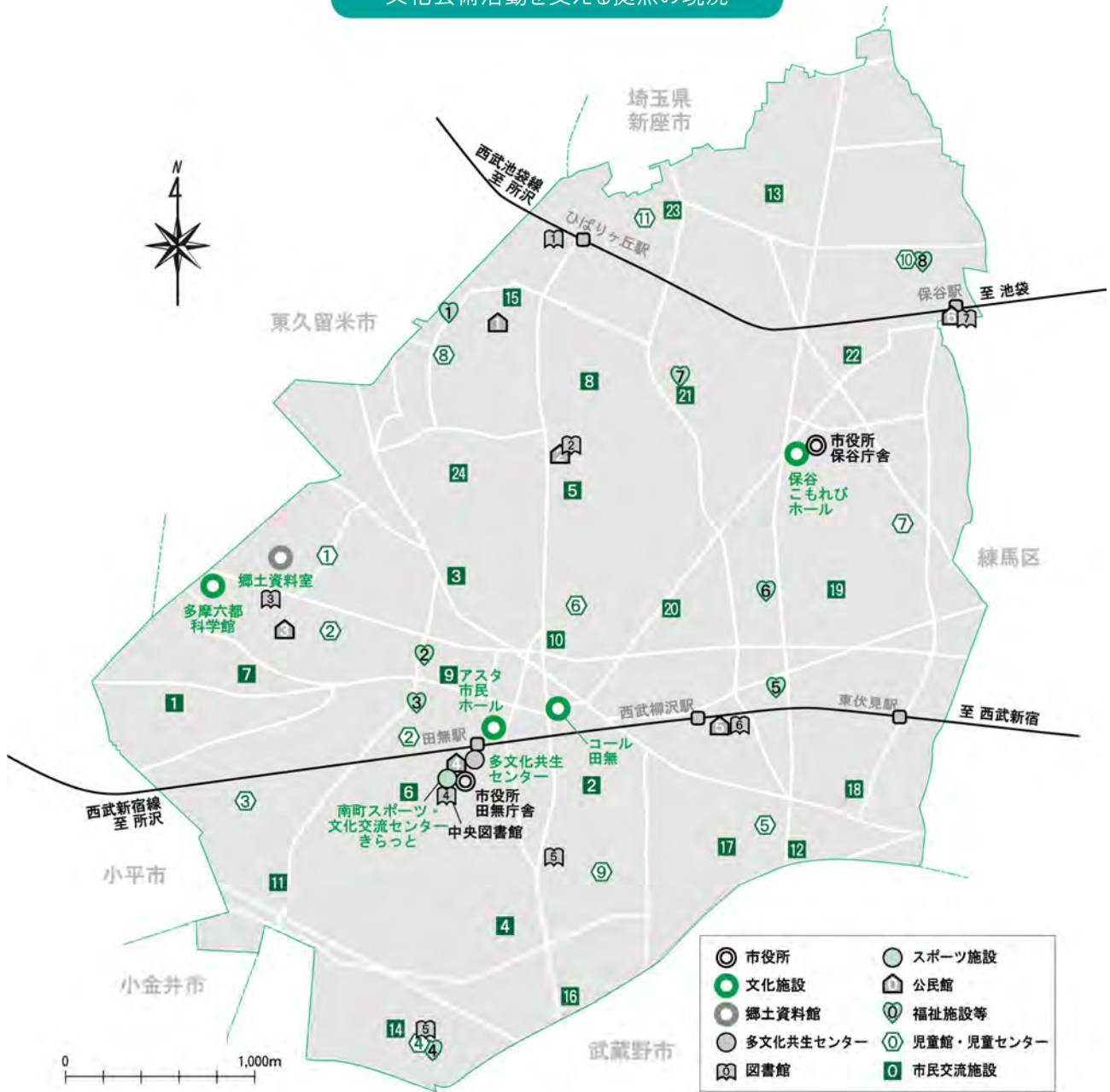


下野谷遺跡キャラクター
したのやムラのしーた・のーや

©T&K/西東京市

*2 ^{したのや}下野谷遺跡：南関東屈指の規模を誇る、縄文時代中期（4～5千年前）の大集落遺跡で、平成27年に一部が国史跡に指定された。住居や倉庫がお墓のある広場を環状に囲むムラ（環状集落）が隣接して複数あり、石神井川流域の拠点となる集落であったと考えられている。一部は下野谷遺跡公園として整備され、地下には遺跡が保護されている。

文化芸術活動を支える拠点の現況



公民館	福祉施設等	児童館・児童センター	市民交流施設
1 ひばりが丘公民館	1 ひばりが丘福祉会館	1 西原北児童館	1 芝久保地区会館
2 谷戸公民館	2 田無総合福祉センター	2 田無児童館	2 南町地区会館
3 芝久保公民館	3 障害者総合支援センターフレンドリー	3 芝久保児童館	3 緑町地区会館
4 田無公民館	4 新町福祉会館	4 新町児童館	4 向台地区会館
5 柳沢公民館	5 富士町福祉会館	5 保谷柳沢児童館	5 谷戸地区会館
6 保谷駅前公民館	6 保谷障害者福祉センター	6 北原児童館	6 下宿地区会館
	7 住吉会館ルピナス	7 中町児童館	7 芝久保第二地区
	8 下保谷福祉会館	8 ひばりが丘児童センター	8 谷戸第二地区会館
		9 田無柳沢児童センター	9 田無町地区会館
		10 下保谷児童センター	10 北原地区会館
		11 ひばりが丘北児童センター	11 上向台地区会館
			12 東伏見コミュニティセンター
			13 ふれあいセンター
			14 新町市民集会所
			15 ひばりが丘市民集会所
			16 柳橋第二市民集会所
			17 柳沢第三市民集会所
			18 東伏見市民集会所
			19 富士町市民集会所
			20 保谷町市民集会所
			21 住吉町第二市民集会所
			22 東町市民集会所
			23 ひばりが丘北市民集会所
			24 緑町市民集会所

文化資源の現況



◎ 市役所	記0/桁0 寺院 / 神社
● 文化施設	○ 遺跡
● 郷土資料室	○ 都・市指定文化財
📖 中央図書館	○ 国指定文化財
	⊠ 国登録文化財

寺院 記	遺跡 ●	都・市指定文化財 ○	国指定文化財 □
1 福泉寺	1 北宮ノ脇遺跡	1 石幢六角地蔵尊	19 文化九年検地図
2 東禪寺	2 上前遺跡	2 田無ばやし	20 文字庚申塔
3 如意輪寺	3 中荒屋敷遺跡	3 延慶の板碑	21 招魂塔
4 寶兜院	5 南入経塚	4 神倉	22 六角地蔵石幢
5 寶樹院	7 下野谷遺跡	5 下田家文書	23 青面金剛庚申像
6 観音寺	8 坂下遺跡	6 北芝久保庚申塔	24 又六石仏群
7 総持寺	9 上保谷上宿遺跡	7 養老田碑	25 田無村御検地帳
8 持室院	10 東伏見稻荷神社遺跡	8 養老畑碑	26 真誠学舎関係文書
	11 下柳沢遺跡	9 下田半兵衛富宅の木像	27 尉殿大権現 神号額
	12 上向台北遺跡	10 獅子頭	28 柳沢庚申塔
	13 下宿遺跡	11 高札	29 旧下田名主役宅
	14 下宿南遺跡	12 人馬賃銭御定メ掛札	30 木彫彩色三十番神神像
	15 上向台西遺跡	13 韭山笠	31 木彫彩色俱利伽羅不動明王像
	16 田無南町遺跡	14 十王堂一字建立の碑	32 石製尾張藩鷹場標杭
		15 玉井寛海法士の墓	33 総持寺のケヤキ
		16 撃剣家並木先生の墓	34 田無神社のイチョウ
		17 南芝久保庚申塔	35 水子地藏菩薩立像
		18 地租改正絵図	36 西浦地藏尊
			37 六地藏菩薩立像
			38 様名大権現石造物群
			39 石燈籠一対
			40 奉納絵馬群
			41 一文銭向い目絵馬二枚
			42 菅原道真石像
			43 観音寺の宝篋印塔
			44 馬駈け市大絵馬
			45 氏子中奉納題目塔二基
			46 保谷囃子
			47 岩船地藏尊
			48 蓮見家文書
			49 幕末の洋式小銃
			50 天神社 拝殿
			都 田無神社本殿・拝殿

※ 46、国登2、国登3は図になし

(2) 文化芸術振興への課題

西東京市の文化芸術を取り巻く現状を把握するため、平成 29 年度に市民アンケートや関係者団体等に対するヒアリングを実施しました。また、推進委員会等での議論を踏まえ、西東京市の文化芸術振興への課題を次のように整理しています。

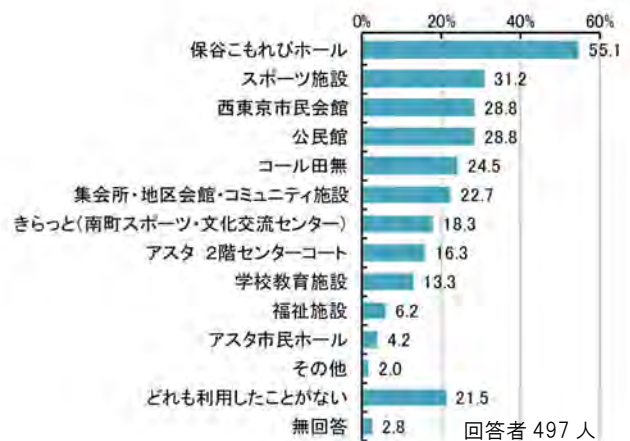
① 市民に身近な鑑賞機会のあり方

西東京市には、保谷こもれびホールやコール田無などの文化施設があります。文化芸術活動の場として活用されていますが、施設規模の関係から鑑賞機会の提供には工夫が必要となっています。また、展示施設も十分ではありません。そのような条件の下、都心へのアクセスの良さも勘案しながら、市内の様々な機会や場を活用した鑑賞機会の提供のあり方を検討する必要があります。

○ 文化芸術に親しむきっかけづくり

全国的に少子高齢化・人口減少の波の影響により、文化芸術活動の担い手不足に対する懸念が広がっています。文化芸術の担い手を将来につないでいくためには、文化芸術活動の第一歩である文化芸術の関心を高め、鑑賞に向けた機会の充実を図る必要があります。

障害者や外国籍市民のほか、子育てや介護などライフスタイルの変化によって文化芸術に触れることが困難な人も含めて、誰もが文化芸術に親しめるよう情報へのアクセスや利用のしやすさを強化していく必要があります。



利用したことがある市内の施設

出典：平成 29 年度文化芸術に関する市民アンケート

○ 子どもの頃から文化芸術に親しめる機会の提供

平成 29 年度の市民アンケートの結果では、一般の人々の文化芸術への関心や鑑賞行動に関わらず、子どもに関する取組の重要性が高いと認識されていることが分かりました。子どもの頃から文化芸術に触れることにより、創造性やコミュニケーション能力、多様な価値観を受け入れる心を育むなど、これからの社会の中で生きていくための基礎的な力を身に付けていく取組が必要です。

○ 地域の文化資源・人的資源を生かした地域文化の魅力づくり

文化財行政においては、保存に重点を置いてきた方針から、地域おこしや観光資源として文化資源の活用を促進していく動きが見られます。

「西東京市文化財保存・活用計画」(平成 28 年 3 月)の策定のために行われた市民意識調査では、文化財に関する興味や重要性の意識の高さに比べ、文化財や関連事業などの認知度が低いことが分かりました。文化財など地域で大切にされてきた様々な文化資源を後世に引き継いでいくためにも、市民の認知度や関心を高めていく必要があります。

○ 文化芸術活動を支える拠点の保全と更新に向けた検討

市内には保谷こもれびホールやコール田無、アスタ市民ホール、その他の地域各所にあるコミュニティ施設などが市民の活発な文化芸術活動を支える拠点として利用されています。

西東京市民会館閉館後の対応については、市民サービスの維持・向上や財政効率化の観点から、官民連携事業の手法を検討しつつ、必要な活動場所の確保に向けて取り組めます。

短期的には、各施設の保全計画の策定をした上で、既存施設の最大限の活用やソフト・ハードの両面の強化、ユニバーサルデザイン*3を進めていく必要があります。さらに、中長期的な視点に立ち、施設の大規模改修・改築に際して、西東京市にとって必要な文化施設のあり方を計画的に検討していく必要があります。

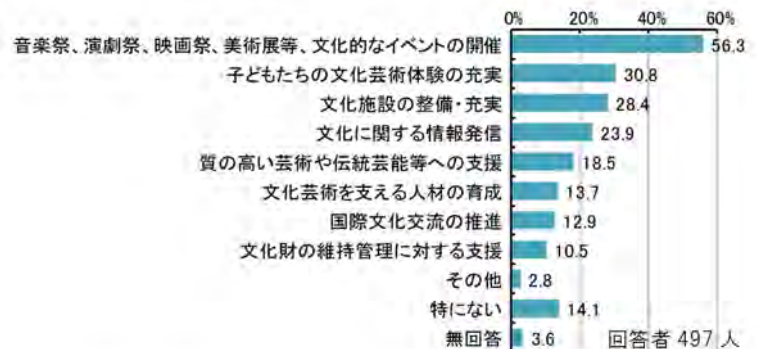
② 文化芸術活動の担い手を広げる取組の推進

西東京市には、多種多様な活動団体などがあり、活発に活動しています。市内の活動者が地域の文化芸術の担い手の中心であり、かつ身近な鑑賞・体験の発信者にもなっています。それらの活動を支える鑑賞者やボランティア、支援者なども含めた市民を、広い意味での地域の文化芸術の担い手として育成していく必要があります。

○ 活動団体の活動支援

活動団体は市から独立した組織として、自分たちで努力しながら活動を維持してきました。市民が自主的・主体的に文化芸術活動に取り組んできたからこそ、自由な市民活動が生まれ、多様かつ活発な活動が広がっていると考えられます。

一方で、各団体の活動が一般市民に知られていないことや、メンバーの減少・高齢化、活動・発表場所の確保などの様々な課題を抱えています。市は、国や教育機関、ボランティア団体など、多様な主体とのパイプ役としての役割を生かし、多様な支援のあり方について検討する必要があります。



文化芸術活動をより活発にするために力を入れるべきこと
出典：平成 29 年度文化芸術に関する市民アンケート

○ 文化芸術活動を応援し、支える気運の醸成

文化芸術をまちの中で展開し、地域の文化と結びつけて振興していくためには、地域の多様な主体と連携し、理解を求めることや、取組を応援し、見守る協力者を増やしていくことが必要です。

*3 ユニバーサルデザイン：年齢や障害の有無、性別、国籍などに関わらず、できるだけ多くの人に分かりやすく、利用しやすいデザインを用いること。

○ 活動団体の連携による地域への展開

市内では多くの活動団体が活動しているものの、各団体の活動の認知度や団体を超えた連携や交流が不十分であると認識されています。様々な文化芸術の担い手をつないでいくことで、各団体の活動の拡大や地域への展開を推進し、団体の存在感を高めていく必要があります。

○ 市民と地域の文化芸術活動を結びつける効果的な情報発信

あらゆる市民に情報を届け、人々の意識や行動に結びつけるために、世代別に合わせた情報媒体の活用をしていきます。また、子育てなどのライフスタイルに合わせた情報発信、他の団体等とつながりたいと考えている人へ向けた情報面での支援など、効果的な発信を推進する必要があります。

保谷こもれびホールや西東京市市民協働推進センターゆめこらぼ、あるいは活動団体が行っている情報発信の強みを生かし、連携していくことで鑑賞者、活動者をはじめ市民全体に地域の文化をアピールできるようにする必要があります。

③ 文化芸術を通じたまちづくりへの展開

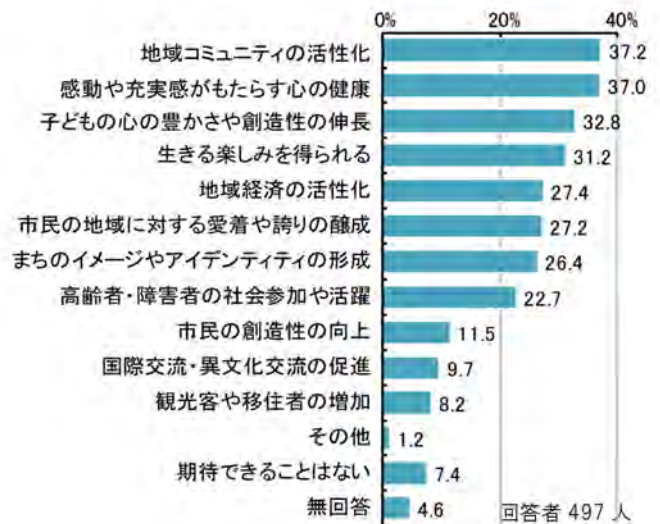
文化芸術が地域や市民にもたらす多様な効果を共有していくことにより、文化芸術振興の役割を市民に広げ、まちに展開するための素地をつくっていく必要があります。

また、地域全体に関わることで、まちに展開していくためにも、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など、他の分野と連携しながら、多くの市民に行き届く取組として推進していく必要があります。

○ 文化芸術を通じた市民、地域への効果の共有

地域の活性化や愛着の醸成など複合的に生み出される効果を文化芸術に関する施策の中で実現していくためには、市民や活動団体など、地域で文化芸術活動を実施する人々をはじめ、様々な主体とその効果や意義を共有し、協働で進めていくことが必要です。

また、地域の文化資源（人、団体、活動、歴史など）と市民を結びつけていくことにより、地域を知り、地域に愛着を持つ市民を増やす必要があります。



文化芸術振興に期待する効果

出典：平成29年度文化芸術に関する市民アンケート

○ 文化芸術の効果を意識した取組の拡大

市内では、活動団体等による文化芸術を通じた産業振興や地域活性化、社会貢献などに結びつける取組が行われています。文化芸術の担い手としてそれぞれの役割を位置づけるとともに、人と人がつながり、地域を元気にしようとしている活動を推進していくことが必要です。

○ 健康や福祉など、他分野と結びつけた取組の推進

健康や観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など、他分野との連携を進めることにより、文化芸術振興を超えた人とのつながりや取組を広げ、事業やイベント等において積極的に発信していく必要があります。また、活動団体などにおいても、個人や団体が満足するだけでなく、地域への役割を意識した上で取り組むことが期待されます。

○ 共生社会の実現に向けた取組の推進

年齢、性別、障害の有無や国籍に関わらず、誰もが利用しやすく、暮らしやすい環境の整備や意識啓発の重要性はますます高まっており、地域に住む住民として、互いに協力し合い、暮らしやすいまちを目指していくことが重要です。団体ヒアリングにおいても「多様な人々がいることを肯定的に考える認識を広めていく必要がある」という意見がありました。

また、平成 29 年度の市民アンケートの結果で、若い世代の国際的な理解の推進などの取組について、意識が高い傾向が見られ、子どもたち自身も自然と国際化が身近な課題として捉えられていることも考えられます。今後も促進する国際社会において、子どもたちが身に付けるべき知識や意識に関する教育が重要となります。